

物 品 借 用 書

事務局長	施設長

借用物品名	
借用期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
使用目的	
使用場所	

借 用 条 件

- 1 借用物品は、借用時において損傷の有無を確認するものとする。
- 2 借用物品の返納に際し、新たに損傷したときは、借用者において現状回復の費用を負担すること。
但し、この場合、予め貸与者の承認を得るものとする。
- 3 借用物品を貸与者の承認を得ることなく第三者に転貸してはならない。
- 4 借用物品を上記に上げる使用目的以外には使用しないこと。
- 5 借用物品は、借用期限を厳守し返納しなければならない。
但し、止むを得ない事情により返納できない時は、その事由を貸与者に通報し承認を得ること。
- 6 借用物品について貸与者から返納要求があった場合は、借用期限前であっても返納すること。

上記借用条件を遵守の上借用致します。

令和 年 月 日

使用者住所

団体及び役名

借 用 者

印

社会福祉法人たまん福祉会
理 事 長 金 城 幸 範 殿